新庁舎の規模

新庁舎の延床面積については、起債許可標準面積算定基準、新営一般庁舎面積算定基準に基づ く面積の算定、現状及び類似自治体庁舎例などを参考値として、適正な規模を設定する。

1. 現庁舎の延床面積

本庁舎及び支所・出張所を除く庁舎の床面積は以下のとおりである。 尚、車庫、庁舎外の資材倉庫は含まれていない。

表1 現庁舎の延床面積内訳 本庁舎以外 (支所・出張所を除く) ふれあい 本庁舎 計 センター 教育委員会 環境課 上下水道課 ① 職 員 116 人 33 人 42 人 19 人 6 人 17 人 191 人 庁 舎 床 面積(㎡) 特別職 58 21 21 79 ② 事務室 事務職 1.036 335 126 1,614 243 60 149 小 計 1,094 243 356 147 60 149 1,693 倉庫・書庫 780 518 28 234 181 10 43 ④ 会議室・洗面所・便所等 348 353 237 84 50 103 938 **⑤** 玄関通路等 675 250 322 156 48 118 1,247 **6** 議場・議会諸室 309 0 0 309 7 宿 直 室 30 n 0 n 0 n 30 8 町民ホール 123 0 0 0 0 0 123 9 機 械 0 0 16 室 16 0 0 0 10 防災無線室 23 0 0 0 0 0 23 (11) 電 算 機 室 60 0 0 0 0 0 60 (12) 合 計 3,196 874 1,149 568 168 413 5.219 一人当たり面積: ⑫÷① 27.6 26.5 27.4 29.9 28.0 24.3 27.3

2. 新庁舎延床面積の算定

平成23年度に廃止となった総務省の起債許可標準面積算定基準により算定した面積は下記 のとおりである。

尚、この算定基準に含まれない施設・諸室については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定 基準を用いて算定した。

[※]本庁舎以外は、他機能と複合した施設なので、@玄関通路等の面積は(②+③+④)×40%とした。

表 2 起債許可標準面積算定表

			12. 2		<u> м т ш д</u>	7,702			
		区分	1	人数	換算係数	換算人数	単位面積	算出面積	(㎡)
	事務室	特	別職	3	12.0	36.0	4.5	162.00	
		課	長	19	2.5	47.5		213.75	
(A)		係	長	40	1.8	72.0		324.00	
		一般職員		115	1.0	115.0		517.50	
総務省地方債		製	図者	14	1.7	23.8		107.10	
算定基準		小計		191		294.3		1324.35	$\cdots \textcircled{1}$
(H23廃止)	:	倉	庫	事務室面	事務室面積の13%			172.17	…②
による施設面積	会議室·便所·洗面所等			等 職員数 1	職員数 191人 × 7㎡				…③
		玄関∙通	通路等	(1)+2-	(①+②+③)×40%				
	議場及び議会諸室			議員数 1	議員数 16人 × 35㎡			560.00	
				H.207 C.201		• •		000.00	
				HAN Z SAN		•		4526.93	4
		室(2)			.+3.3m²/1				··· ④ ···· ⑤
		室(2)		10㎡/1人		人	2,000 m²	4526.93	
(A)の計算に	宿直	[室(2 <i>)</i> 成室		10㎡/1人	.+3.3㎡/1	人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30	
(A)の計算に 含まれない諸室	宿道機械電気	[室(2 <i>)</i> 成室	()	10㎡/1人	.+3.3m²/1	人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30 157.00	
含まれない諸室 国土交通省	宿道 機械 電気 自家	i室(2 <i>)</i> 域室 i.室	人)	10㎡/1人	+3.3m²/1 (1)+2+((1)+2+(人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30 157.00 78.00	
含まれない諸室	宿道機械電気 自家	i室(2) 城室 i室 な発電機	人) 幾室	10㎡/1人 冷暖房(冷暖房(+3.3㎡/1 ①+②+(①+②+(①+②+(人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30 157.00 78.00 29.00	
含まれない諸室 国土交通省 新営庁舎基準	宿館機械電台第一時の	国室(2) 城室 記室 R発電板	人) 幾室	10㎡/1人 冷暖房 (冷暖房 (現状の床	.+3.3㎡/1 ①+②+(①+②+(面積 面積	人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30 157.00 78.00 29.00 123.00	
含まれない諸室 国土交通省 新営庁舎基準	宿館機械電台第一時の	重室(2) 域室 電室 電発電板 ミネール ミ無線国	人) 幾室	10㎡/1人 冷暖房 (冷暖房 (現状の床 現状の床	.+3.3㎡/1 ①+②+(①+②+(面積 面積	人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30 157.00 78.00 29.00 123.00 23.00	
含まれない諸室 国土交通省 新営庁舎基準	宿館機械電台第一時の	重室(2) 域室 電室 電発電板 ミネール ミ無線国	人) 幾室	10㎡/1人 冷暖房 (冷暖房 (現状の床 現状の床 現状の床	+3.3㎡/1 ①+②+(①+②+(面積 面積 面積	人 ③+⑤)≧		4526.93 13.30 157.00 78.00 29.00 123.00 23.00 60.00	(5)

3. 類似自治体庁舎の延床面積

近年建設された類似自治体の庁舎の延床面積は以下のとおりである。

表 3 類似自治体延床面積

			人口	建築年	構造	延床面積	職員数	職員1人当り 延床面積
国	見	田	1.0万人	H26.5	木質ハイブリッド3階	4,839 m ²	108 人	44.8 ㎡/人
四	万十	町	1.8万人	H26.3	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造3階	5,261 m ²	198 人	26.6 ㎡/人
い	の	町	2.5万人	H27.3	鉄筋コンクリート4階	5,174 m ²	178 人	29.1 ㎡/人
城	里	町	2.0万人	H27.1	鉄筋コンクリート3階	5,113 m ²	146 人	35.0 ㎡/人
Ш	島	町	2.0万人	H27.12	鉄筋コンクリート4階	4,643 m ²	139 人	33.4 ㎡/人
さ	つま	町	2.2万人	H26.3	鉄筋コンクリート3階	5,358 m ²	227 人	23.6 ㎡/人
					平均=	5,065 m ²	166 人	32.1 ㎡/人

4. 新庁舎の必要延床面積

2. の総務省及び国土交通省の算定基準により算定した面積に対し、1. 現庁舎延床面積は $200 \, \mathrm{m}^2$ 程度多いが、分庁舎をまとめることで、会議室、便所、洗面所等の集約がはかれること を考慮し、新庁舎延床面積は $5,000 \, \mathrm{m}^2$ 程度 が望ましい。